

After Final Consideration Pilot プログラムの 実態調査報告，及びその有効活用に向けた提言

岡 澤 祥 平*

抄 録 USPTOが試行中のAfter Final Consideration Pilot プログラム（AFCP）の過去の申請事案を抽出し，その容認率や具体的な応答内容について調査した。調査の結果，AFCPの容認率は約15%であった。一方，AFCPが容認された事案として，1）インタビュー時の審査官の補正の示唆に即した補正，2）不明確とされた用語を明確に定義する補正，3）引例との差異を明確にすべく，構成要件のうちある要素を除外する補正等を行ったものが確認された。外的付加，内的付加，新たな独立項を作成する補正は，ほぼ容認されなかった。

過去の事案に基づき，AFCPの申請に伴う増額費用について検証を行った結果，事案によっては延長費用等の大幅な増額が認められた。AFCPを有効に活用するためには，コスト増額分と，容認され得る補正の範囲を十分に考慮する必要がある。

目 次

1. はじめに
2. AFCPの概要
3. 実態調査の概要
4. 実態調査の結果
 4. 1 AFCPの容認件数
 4. 2 AFCPの申請時の拒絶理由
 4. 3 AFCPが容認された事案の紹介
 4. 4 AFCPが容認されなかった事案の一例
5. AFCPの申請に伴う費用の検証
 5. 1 延長費用
 5. 2 現地代理人費用
6. AFCPのメリット及びデメリット
 6. 1 メリット
 6. 2 デメリット
7. AFCPの有効活用に向けた提言
 7. 1 費用の削減
 7. 2 補正の内容の検討
 7. 3 その他
8. おわりに

1. はじめに

米国の特許実務において，ファイナル・オフィスアクションの応答時に行う補正は，ほとんどの場合がNew Issue（新たな争点）となり（規則1.116(a)），最終的にアドバイザー・アクションが発行されることが多い。このため，出願人は，RCE（Request for Continued Examination）を行うことを余儀なくされ，RCEに伴う審査の遅延，コストの増大が問題となっていた。

そこで，USPTO（米国特許商標庁）は2012年3月25日より，AFCPプログラム（以下，AFCPと略称する）の試行を開始し，ファイナル・アクションの際の出願人の応答に対して，審査官が考慮可能な範囲を拡大することとした¹⁾。即ち，ファイナル・アクションの応答の際にNew Issueを伴う補正を行ったとしても，本プログラムを申請することで，一定要件の下，補正後

* 特許業務法人前田特許事務所 弁理士
Shohei OKAZAWA

の発明について審査を受ける機会が付与されることになった。なお、現在は、AFCPの改訂版であるAFCP2.0が試行中であり^{2), 3)}、先日、USPTOより本プログラムが2015年9月30日まで延長される旨の正式な公表があった⁴⁾ (2014年9月29日現在)。

AFCPの試行が開始されてから2年半以上が経過するが、実務経験上、「AFCPは極めて容認されにくい」という声をよく耳にする。しかし、AFCPに関し、過去の事案を客観的な評価をした報告は少なく、その実情や有効性について不明点も多い。換言すると、このようにAFCPの過去の事案に基づく客観的な評価を行うことで、AFCPの有効性や留意点を見いだせる可能性がある。

そこで、筆者は、所属する事務所全体として受任した米国特許の過去の間接処理案件について、AFCPを申請した事案の実態調査を行い、その実情を把握するとともに、AFCPの有効性・実務的な留意点等について検証した。

2. AFCPの概要⁵⁾

AFCPは、ファイナル・アクションの際にNew Issueが発生する補正を行ったとしても、所定時間以内にサーチ・審査が完了するのであれば当該補正がエンターされ、特許性の判断がなされる制度である。

現在、運用されているAFCP2.0を申請するためには、応答書とともに所定の申請書を提出する必要がある。AFCPの申請時の手数料は無料である。また、形式的な必要書類を提出するだけでよいので、現地の代理人手数料もほとんど発生しない。

図1に示すように、AFCPを申請すると、補正クレームについて所定時間（原則3時間）以内にサーチ・審査が完了できるか判断され、これが容認されない場合、アドバイザリ・アクションが発行される。アドバイザリ・アクション

には、補正後の発明が所定時間内にサーチ・審査できないため、審査の考慮の対象とならない旨が記載される。一方、補正後の発明が所定時間内にサーチ・審査できると判断されると、拒絶理由について実体的な審査が行われる。この審査で拒絶理由が解消されると、許可通知が付与される。拒絶理由が解消されない場合、審査官から出願人に対してインタビューが行われ、拒絶理由が解消される場合は許可通知が、解消できない場合はアドバイザリ・アクションが発行される。

また、ファイナル・オフィスアクションの応答に際し、AFCPを申請せず、その後アドバイザリ・アクションが発行された場合、このアドバイザリ・アクションに対し、AFCPを申請して補正を行うこともできる。米国現地代理人によると、この点は、USPTO発行のAFCPのガイドラインの解釈に裏付けられるものであり、今回の調査対象となる事案の中にも、アドバイザリ・アクションに対してAFCPを申請した事

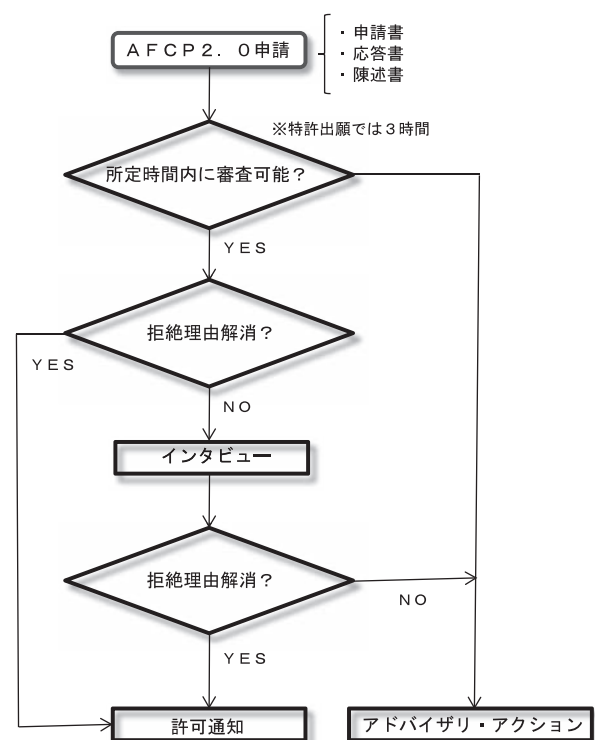


図1 AFCP申請後のフローチャート

案が数件ある。このAFCPの申請が容認されない場合、2回目のアドバイザリ・アクションが発行される。

なお、2014年9月29日現在、USPTOより試行の延長の公表があった最新版のAFCP2.0では、出願人のAFCP2.0の申請に対し、当該申請が審査官によってどのように処理されたかの詳細を示す庁通知(PTO-2323)が出願人に送達されることになっている⁴⁾。従って、この改訂により、出願人はAFCP2.0の申請の結果をより明確に把握できることが期待できる。

3. 実態調査の概要

弊所全体として受任した米国特許の中間処理案件のうち2014年6月までの事案の中からAFCPを申請した事案を抽出した。各事案について、AFCPの申請が容認された件数、容認率、審査経過等についてデータをまとめた。また、AFCPを申請した各事案について、申請時の拒絶理由、補正等の内容等について、担当技術者にアンケートを行った。AFCPの申請が認められた事案については、どのような拒絶理由に対し、どのような補正を行ったか、なぜ申請が認められたか具体的に検証した。

4. 実態調査の結果

4.1 AFCPの容認件数

弊所でのAFCPの申請件数は、2014年6月までの間で計26件であった。そのうちAFCPが容認された事案は4件であり、そのうち3件は許可され、残りの1件は実態審査の結果、拒絶理由が維持されてアドバイザリ・アクションが発行された。AFCPの容認率(即ち、AFCPの申請事案のうち補正後の請求項について審査が考慮された件数)は約15%であった。

4.2 AFCPの申請時の拒絶理由

AFCPの申請時の拒絶理由の内訳として、prior art rejection(102条, 103条関連)が69%であった。これに対し、記載不備(112条関連)を含むものは、31%と予想外に多かった。これは、記載不備に対しては、軽微な補正により拒絶理由を解消できる可能性があり、担当者の判断により、AFCPの申請による許可を期待していたためと推察できる。

4.3 AFCPが容認された事案の紹介

AFCPを申請した26件の対象事案のうち、次の4つの事案A~Dが容認された。事案A~Cは最終的に許可され、事案Dは拒絶理由が維持された。以下、各事案の概要について説明する。

(1) 事案A

ファイナル・オフィスアクションでは、審査官がクレームの文言を比較的広義に解釈し、その結果、引例との差異が生じず103条(a)で拒絶されていた。

これに対し、審査官と電話インタビューを行った。インタビューでは、審査官から引例との差異を明確にするようにクレーム文言の表現を改める補正の提案があった。本インタビューの結果を踏まえ、審査官の提案に即した補正を行い、AFCPを申請した。その後、補正後の発明の審査がなされ、103条(a)違反が解消され許可通知が付与された。

本事案の補正は、審査官の補正案に従ったものであること、引例との差異を明確にすべくクレームの文言を若干変更したものであり、3時間以上のサーチ・審査が不要であると判断されたことから、AFCPの申請が容認されたものと推察される。

(2) 事案B

ファイナル・オフィスアクションでは、クレームに記載の“a pore area ration”（空孔面積率）という用語が不明確であるという理由で112条第2パラグラフにより拒絶されていた。また、この112条第2パラグラフに起因して、クレーム文言上における引例との差異が顕著に生じず、併せて103条(a)で拒絶されていた。

これに対し、明細書中の記載に基づき“a pore area ration”の定義をクレームに追加する補正を行い、AFCPを申請した。その後、補正後の発明の審査がなされ、112条、103条違反が解消され許可通知が付与された。

本事案は、112条、103条で拒絶されたものであるが、103条はクレームの記載の用語が不明確であることを理由に引例との差異が明確に生じず、実質的には112条により拒絶されていたものと推察できる。

このため、今回の補正では、112条違反の解消に伴い引例との差異が顕著となり、これにより新たなサーチ・審査時間が所定時間を超過することがないと判断され、AFCPが容認されたものと思われる。

(3) 事案C

ファイナル・オフィスアクションでは、クレームの“the cross section being shaped substantially…”（断面形状は実質的に～）という表現が不明確という理由で112条第2パラグラフにより拒絶されていた。また、引例に基づき102条(a)により拒絶されていた。

112条違反に対しては、“the cross section”に係る形状に関する記載をより明確にする補正を行った。また、102条に対しては、本願発明のある構成要件 a について、この構成要件 a は、ある要素 β を有さない（the “ a ” exclude the “ β ”）という限定を追加する補正を行い、AFCPを申請した。その後、補正後の発明の審

査がなされ、112条、102条違反が解消され許可通知が付与された。

本事案において、“the cross section”に係る形状を明確にする補正は、明確性違反に対する補正であり、事案Bと同様、サーチ・審査時間にさほど影響がないものと推察される。また、本事案の102条違反に対する補正は、いわゆる除くクレームを規定する補正であり、新たな限定事項を積極的に追加する補正ではない。このため、サーチ・審査時間にさほど影響がなく、最終的に許可されたものと推察できる。

(4) 事案D

ファイナル・オフィスアクションでは、引例との差異がなく103条(a)により拒絶されていた。

これに対し、引例との差異を明確にすべく、本願発明のある構成要件 a の配置を限定する補正を行い、AFCPを申請した。

その後、AFCPが容認され、補正後のクレームについて審査がなされたが、審査官は103条(a)の拒絶理由は解消できないと判断した。そこで、審査官は、図1で説明したように現地代理人と電話インタビューを行ったが、拒絶理由は解消されず、最終的にアドバイザー・アクションが発行された。

本事案は、103条(a)違反に対して、いわゆる内的付加の減縮補正を行ったものといえる。補正クレームでは、この限定に伴い、2行程度の文言が追加されている。本調査の対象となった26件の事案のうち、内的付加の補正がAFCPにより容認されたのは本事案のみである。

4. 4 AFCPが容認されなかった事案の一例

AFCPの申請が認められなかった事案（22件）については、例えば以下（1）～（5）の補正を行ったものがあった。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(1) 引例との差異を明確にするために、構成要件を加える補正

いわゆる外的付加の補正に該当する。ある構成要件を加えることで、当然ながら新たなサーチ・審査に要する時間が長くなるので、AFCPの申請が認められる可能性は極めて低いといえる。

(2) 引例との差異を明確とするために、構成要件に更なる限定を加える補正

いわゆる内的付加の補正に該当し、本調査において最も多い補正であった。内的付加の具体的な補正の内容としては、構成要件の形状・構造・動作・配置関係・状態等を特定するものがあった。

構成要件に新たな限定事項を加えることで、サーチ・審査時間が規定時間を越える可能性は高く、AFCPの申請が認められる可能性はかなり低いといえる。現に本調査では、内的付加の補正を行った事案（16件）のうち補正が容認されたのは上述した事案Dの1件のみであり、容認率は僅かに約6%であった。

(3) 新たな独立請求項を作成する補正

追加する独立請求項の内容にもよるが、形式的にみても、新たなサーチ・審査が超過する可能性が高いと判断できる。従って、AFCPの申請が認められる可能性は極めて低いものと考えられる。

(4) インタビューでの審査官の提案に即した減縮補正

上述した事案Aでは、インタビューでの審査官の提案に即した補正を行うことにより、AFCPが容認された。これに対し、本調査の対象事案の中には、同様にして、インタビューでの審査官の補正の示唆に即した減縮補正を行ったにも拘わらず、AFCPが容認されなかった事案があった。

つまり、インタビューでは、審査官が、あくまでも拒絶理由を解消され得る補正を提案しているに過ぎず、この補正を行ってAFCPを申請したとしても、その後、新たなサーチ・審査が規定時間を越えると判断されれば、必ずしもAFCPが認められないことがある点に留意すべきである。

(5) ファイナル・オフィスアクションに記載の審査官の補正の示唆に従った補正

拒絶理由において、審査官が提案する補正案に従った補正を行ったにも拘わらず、AFCPが認められない事案があった。当該補正は、規則1.116(1)に該当するものでそもそもNew Issueに該当しない補正であるとも解される。従って、本補正について、AFCPが容認されなかった結果については疑問の余地が残る。

5. AFCPの申請に伴う費用の検証

AFCPの申請自体は庁費用も発生せず、申請に伴う現地代理人費用もほとんどかからない。一方、AFCPの申請が容認されず、その後、アドバイザリ・アクションが発行され、最終的にRCEを請求した場合、延長費用や現地代理人費用の増額に繋がる。そこで、本調査の対象となる各事案について、これらの増額費用の検証を行った。

5. 1 延長費用

ファイナル・オフィスアクションに対してAFCPを請求し、これが容認されず、アドバイザリ・アクションが発行され、その後RCEを請求する場合、ファイナル・オフィスアクションに対してRCEを請求する場合と比較して、RCEの請求日が遅れることになる。

表1は、今回の調査対象となる事案について、AFCPの申請日からアドバイザリ・アクションが発行されるまでの最小／最大／平均経過日数

と、AFCPの申請日からアドバイザリ・アクションを経てRCEを請求した日までの最小／最大／平均経過日数をまとめたものである。

表1より、AFCPを申請し、この申請が容認されずアドバイザリ・アクションが発行されるまでの間に平均で20日、また最大で44日の期間的ロスが発生することがわかる。また、その後、現地代理人やクライアントとのやりとりを経てRCEを請求する場合、AFCPの申請日からRCEの請求日までの間に平均で約1ヶ月強、最大で約2ヶ月の期間的ロスが発生することがわかる。

表1 AFCP申請後の期間的ロス

	AFCP申請日～アドバイザリ・アクション発行日までの経過日数	AFCP申請日～RCE請求日までの経過日数
最小	8	16
最大	44	60
平均	20	32

更に、AFCPが容認されず、その後RCEを請求した事案（計19件）について、その際に発生した延長費用と対象事案の件数について調査した（表2）。延長費用は、ファイナル・オフィスアクションの発送日から短縮法定期間（3ヶ月）を経過した日を起算日として1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月毎に増大する。なお、ファイナル・オフィスアクションの発送日から2ヶ月以内に応答した場合、延長期間の起算日は、ファイナル・オフィスアクションの発送日から3ヶ月又はアドバイザリ通知の発行日のうちのいずれか遅い方となる（MPEP 706.07(f) ⁶⁾）。

本調査の対象事案では、計15件がRCEの請求時に延長費用が発生しており、そのうち4件は2ヶ月延長費用、3件は3ヶ月延長費用が発生する結果となった。この理由としては、例えばインタビュー等に起因するファイナル・オフィ

スアクションの応答の遅れ、クライアント間の調整の遅れ、表1に示すようなAFCPの不容認に起因する期間的ロスが挙げられる。

以上のように、AFCPを請求し、それが容認されず、最終的にRCEを請求することになると、場合によっては、600US\$ないし1,400US\$の延長費用が発生してしまうおそれがある。

表2 RCE申請時の延長費用と件数

RCE請求時に発生した延長費用	件数
0ヶ月 (0US\$)	5件
1ヶ月 (200US\$)	7件
2ヶ月 (600US\$)	4件
3ヶ月 (1,400US\$)	3件

5.2 現地代理人費用

ファイナル・オフィスアクションに対しAFCPを申請し、それが容認されず、アドバイザリ・アクションを経てRCEを請求する場合、アドバイザリ・アクションの応答時において、検討費用、コメント作成費用、通信費用等の現地代理人費用が余分に発生することがある。

表3は、本調査事案について、ファイナル・オフィスアクション時に直接RCEを請求した場合と、AFCP、アドバイザリ・アクションを経てRCEを請求した場合とで、現地代理人費用が

表3 AFCPが容認されなかった場合の現地代理人費用の増額分

	AFCPの申請に伴う増額費用 [US\$]
現地代理人A	340
現地代理人B	250
現地代理人C	280
平均	290

どの程度増額したかを試算したものである。AFCPが容認されず最終的にRCEを請求した場合、平均して約290US\$の費用増額が発生する結果であった。

6. AFCPのメリット及びデメリット

6.1 メリット

AFCPの申請の最大のメリットは、申請が認められて許可されると、RCEの申請の庁手数料（1回目：1,200US\$, 2回目：1,700US\$）が発生せず、早期権利化を図れることにある。

また、上述した事案Dのように、AFCPが容認されたが、拒絶理由が維持される場合、審査官とのインタビューの機会が付与されるとともに、アドバイザー・アクションの通知欄に、拒絶理由に係る審査官の見解が記載される。このため、インタビュー及びアドバイザー・アクションの見解に基づき、その後、どのような対策を取るべきか検討することができる。

6.2 デメリット

AFCPの申請の最大のデメリットは、上述したように、AFCPが容認されなかった場合に、

延長費用・現地代理人費用が発生し得ることである。逆にいうと、このような費用を最小限に抑えることができれば、権利化が若干遅れる可能性がある点を除き、AFCPを請求することに特段の不利益はないといえる。

7. AFCPの有効活用に向けた提言

7.1 費用の削減

上述のように、AFCPの申請が認められない場合、最大で約2ヶ月程度の期間のロスが発生する可能性がある。このため、AFCPを申請する場合、この期間のロスを考慮し、RCEの請求時の延長費用が最大でも1ヶ月程度（200US\$）

で収まるように、ファイナル・オフィスアクションの発行日から可能な限り早く応答するのがよい。特に、ファイナル・オフィスアクションの発行日から2ヶ月以内にAFCPを請求すれば、仮にアドバイザー・アクションの発行日が遅くなったとしても、延長期間の起算日がアドバイザー・アクションの発行日となる。これにより、アドバイザー・アクションの発行日から速やかにRCEを行うことで、延長費用を最小限に抑えることができる。

また、AFCPが容認されず、アドバイザー・アクションが発行された場合、このアドバイザー・アクションに対する現地代理人の検討や、クライアント間のやりとりに伴い期間的なロスが発生し、これが延長費用の増大に繋がる可能性がある。

そこで、AFCPの申請を現地代理人に指示する際、「仮にAFCPの申請が容認されず、アドバイザー・アクションが発行された場合、本補正案の内容にて自動的にRCEを請求する」旨を前もって現地代理人に指示しておくのもよい。これにより、現地代理人は、アドバイザー・アクション受領後、AFCPが容認されなかった補正の内容で速やかにRCEを請求する。この結果、アドバイザー・アクション通知後、最短でRCEを申請することになるので、延長費用の増大を防止できる。

また、このように現地代理人に自動的にRCEの請求を指示することになれば、アドバイザー・アクション発行時における、検討料、コメント料、通信手数料等の現地代理人費用もほとんど発生しない。この結果、表3で示したような現地代理人の手数料もほぼ発生しないことになる。

ただし、ファイナル・オフィスアクションの応答時にはAFCPは請求するが、アドバイザー・アクションを受けた場合、費用面を考慮し、RCEを請求しないケースもあり得る。そこで、

ファイナル・オフィスアクションの応答時には、審査継続中の特許の権利価値を十分に評価し、現地代理人に対して自動的にRCEの請求依頼をするか否かを前もって検討する必要がある。

また、上記2章（AFCPの概要）で述べたように、ファイナル・オフィスアクション時には、AFCPを申請せず、その後、アドバイザー・アクションに対してAFCPを申請することも可能である。しかし、このパターンを利用した場合にも、延長費用が高額となりやすい。従って、AFCPを申請するのであれば、可能な限りファイナル・オフィスアクションの応答時にするのが好ましい。

7. 2 補正の内容の検討

7. 1のようにして、AFCPに伴う費用の発生を最小限に抑えることができれば、AFCPを積極的に利用してよいと考える。AFCPが容認されなかったとしても特段の不利益が発生しないからである。特に、上述した事案BやCのように、112条第2パラグラフ（改正米国特許法（AIA）後の112条(b)に相当）に係る記載不備に対しては、サーチや審査にさほど時間がかからず、また、記載不備を解消することで併せて103条を解消できる可能性もある。従って、このようなケースでは、是非、AFCPを利用すべきと考える。

一方、ファイナル・オフィスアクションに対し、例えば審査官とインタビューを行ったり、日本代理人－クライアント－現地代理人間の協議が長引いたりすると、ファイナル・オフィスアクションの応答がどうしても遅れてしまうことは決して希ではない。

この場合、仮にファイナル・オフィスアクションの発行日から3ヶ月を越した期間にAFCPを申請するとすれば、申請が容認されずRCEを請求する際、2ヶ月又は3ヶ月の延長費用が発生してしまう可能性もある。

このため、2ヶ月又は3ヶ月の延長費用が発生し得るケースでは、基本的には、AFCPを申請せず、RCEを請求するのがよいと思う。AFCPの容認率は15%程度であり、コストと容認率とを考慮した場合、AFCPを申請するコストの増額リスクが高くなるからである。特に、上述した失敗事例で挙げたように、102条や103条に対する外的付加、内的付加、新たな独立請求項を作成する補正は、AFCPの容認率が極めて低い。従って、応答のタイミングが遅く且つこのような補正を行う場合、AFCPを利用しないのが無難である。

いずれにせよ、ファイナル・オフィスアクションの応答に際しては、その後のコストの増額分と、経験的に容認されると推測できる補正の範囲とを十分に考慮し、AFCPを申請するか否かを判断する必要がある。

7. 3 その他

上述したように、オフィス・アクションやインタビューにおける審査官の補正の示唆に従って補正を行ったとしても、AFCPが容認されないケースがある。このため、例えば応答書のREMARKSの欄に、本補正案は、オフィス・アクションの補正の示唆に従うものであり、新たなサーチ・審査を要するものでないことを主張する、あるいは、インタビューの際、審査官の補正案に従った場合、AFCPが容認されるか否かを確認するのも有効と考える。

上述したように、先日延長の公表があった最新版のAFCP2.0では、AFCPの申請を審査官がどのように処理したかの詳細を示す庁通知（PTP-2323）が出願人へ送達されることになる。2014年9月29日現在において、本通知の詳細については不明であるが、本通知の内容が、今後AFCPが容認されるか否かの判断の材料の一つとなり得るかもしれない。

8. おわりに

本稿の冒頭で述べたように、AFCPは、頻繁に繰り返されるRCEの請求に伴う審査の遅延、コストの増大を防止することを主たる趣旨とするプログラムである。しかし、本実態調査の結果、過去の事案においては、逆に審査の遅延、コストの増大を助長するものも散見され、本プログラムを十分に有効に活用できていない感がある。

しかし、今回の実態調査のように過去のAFCPの申請事案に基づき、AFCPで容認され得る補正の範囲を経験則的に把握し、且つコストを最小限におさえる対応を図れば、AFCPを有効に活用でき、本プログラムの本来の趣旨を達成できるものと考えられる。AFCPの更なる有効な活用を図るためにも、今後もAFCPの申請事案の動向を注視する必要がある。

最後に、今回のAFCPの実態調査に際し、過去のAFCPの申請事案の調査・解析にご協力をいただいた事務員の皆様、各事案の詳細についてアンケートにご協力いただいた担当技術者の

皆様に心より感謝申し上げます。

注 記

- 1) 諸岡 JETRO NY「USPTO, 審査官の判断時間を増加させるテストプログラムを開始」2012年4月3日,
https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/ip/news/pdf/120403.pdf (参照日: 2014. 7. 18)
- 2) 諸岡 JETRO NY「USPTO, 最終拒絶後の審査官の判断時間を増加させるプログラムを改善」2013年5月21日,
http://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/ip/news/pdf/20130521.pdf (参照日: 2014. 7. 18)
- 3) 官報 Federal Register/Vol.78, No.96/Friday, May 17, 2013
- 4) After Final Consideration Pilot 2.0 Extension,
http://www.uspto.gov/patents/init_events/afcp.jsp# (参照日: 2014. 9. 29)
- 5) 立花顕治, 米国特許明細書の作成と審査対応実務 (改訂2版), pp.168-170 (2014) 経済産業調査会
- 6) 高岡亮一, アメリカ特許法実務ハンドブック (第3版), pp.232-233 (2009) 中央経済社

(原稿受領日 2014年7月22日)